

東京都多重債務問題対策協議会（第18回） 回答票とりまとめ結果

1. 配布資料についてのご意見

<安藤委員（東京司法書士会）>

(1) 資料3-1「生活再建部会報告（多重債務者生活再生事業の実施状況）」
について

他機関への紹介について、司法書士会と法テラスへの紹介が少なすぎる。特に、司法書士会は5年連続でゼロであり、最初から候補にしていないかのようである。司法書士会、法テラスともに、多重債務問題に対する相談体制を整えているため、紹介先の候補にすべきである。

【東京都回答（福祉保健局生活福祉部）】

平成28年度には1件司法書士会に繋いでおり、相談者の状況・相談内容に応じて他機関への紹介を行っております（端数処理の関係で、資料上では0%となっています。）。

(2) 資料3-2「都の自殺対策の取組」について

自殺関連の情報発信にあたってWHOが定めたガイドラインについて、テレビを見る限り、特に芸能人の自殺などについて、ワイドショーを中心にガイドラインを遵守しようという姿勢が全く見られないものが散見される。都から番組を名指しするなどして指摘すれば、一定のインパクトがあるのではないか。

【東京都回答（福祉保健局保健政策部）】

WHOが定めたガイドライン「自殺対策を推進するためにメディア関係者に知ってもらいたい基礎知識（2017年）」については、これまでも周知を図ってきたところです。今後もガイドラインの周知を通じて、自殺関連の情報発信にあたっての注意事項の徹底を図って参ります。

(3) 資料3-3「都のギャンブル等依存症への取組」について

ギャンブル依存に対する取り組みを強化されるようだが、パチンコについてどのような認識を持っているか。司法書士として多重債務問題に取り組んでいると、多重債務に陥った方が、お金を増やす目的、あるいは射幸心を満たす目的で、遊技ではなくギャンブルとしてパチンコを利用している事例は枚挙にいとまがない。破産事例においてギャンブルとしてのパチンコが債務増大の原因であると述べても、裁判所がそのことを不思議に思う節がない。建前と実態の乖離が社会に定着してしまっていると思われるが、このことについてどう考えるか、東京都のお考えをうかがいたい。

【東京都回答（福祉保健局障害者施策推進部）】

東京都では平成31年4月より都立（総合）精神保健福祉センターを東京都における依存症相談拠点として設定し、ギャンブル等依存症も含めた本人・家族等への支援のほか、依存症に関する理解を促進するためにリーフレットや依存症対策普及啓発フォーラム等の普及啓発等を行っています。

今後も上記の取組等を通じて、依存症に対する理解促進に努めていきます。

<杉山委員（公益財団法人 日本クレジットカウンセリング協会）>

当協会の提出した資料はカラーで表示しないとグラフの区分等を読み取ることが難しい内容のものです。紙で配付する場合はカラーコピーでの対応をお願いしたいと思います（さらに申し上げれば、Web上にカラーの資料がアップされているのですから、ペーパーレスということを進めるのであれば、紙の資料については、Webに掲載しないものに限って配付とか、希望者にのみに配付とか、希望者にのみに配付という対応も考えられるのではないのでしょうか。）。

【東京都回答（生活文化局消費生活部）】

都のペーパーレスの取組推進にご理解を賜りありがとうございます。Web画面では資料を見られない方のことを考慮し、紙にて配付させていただきましたが、今後は希望する方のみへの配布とすることを検討いたします。

2. その他多重債務問題に関する情報提供

<宮村委員（東京弁護士会）>

(1) ファクタリング被害について

給与ファクタリングの相談は減少し、後払い現金化などの相談が増えている。

事業者向け偽装ファクタリング（以下、「事業者ファクタリング」という。）の相談は依然として続いている。2021年2月に事業者ファクタリング業者の逮捕報道があったこと等を契機に今後、被害が減少することが期待される。

(2) 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）について

2020年12月1日からガイドラインが新型コロナの関係でも適用されることになったが、適用開始前からガイドラインについて多くの問い合わせがあった。

ガイドラインを利用できる要件を満たす相談者については、普通に債務整理（自己破産・個人再生・任意整理）を行うよりメリットがあるので、選択肢の一つとして利用を検討すべきと思われる。今後、債務整理の選択肢の一つとしてガイドライン利用が増えるかどうかは、制度の運用状況や周知状況等次第と思われる。

(3) 東京弁護士会法律相談センターのコロナ無料相談について

2021年3月31日まで、新型コロナ関係の面接相談を初回30分無料で行うキャンペーンを実施中です。相談の予約は下記のとおりです。

○錦糸町法律相談センター 03-5625-7336

○池袋法律相談センター 03-5979-2855

<釜谷委員（第一東京弁護士会）>

今回、資料7「コロナ禍における相談状況等」のP. 2の聞き取りにおいてお話しした、自宅マンションの価値が住宅ローンと債務総額を大きく上回り、支払不能状態とはいえ法的措置をとることができずに任意整理を選択した方について、その後の進捗がありましたので、ご報告します。

債権者と長期の分割返済の交渉をしたところ、コロナによる減収を説明し、99回や120回などの長期の分割に応じてもらった債権者がありました。ただ、絶対に60回までしか応じられないという債権者もありましたが、その債権者も元金での合意には応じてもらいました。

<寺谷委員（第二東京弁護士会）>

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」（詳細は資料7「コロナ禍における相談状況等」のP. 2のとおり）が令和2年12月より適用されることになりましたが、未だ制度の周知が不十分のため、日本弁護士連合会を含む弁護士会は相談担当弁護士等に向けて周知を徹底するよう進めております。今後は、相談に当たっては、このガイドラインを念頭に置いて、従来の手続（自己破産等）を含めた、事案に沿った適切妥当な選択肢を提示していく必要があります。

<安藤委員（東京司法書士会）>

「ツケ払い」という新手のヤミ金と思われる事案が報告されている。

絵画の画像や、Web記事へのリンクなど、商品と言い難いようなものを売買したこととし、キャッシュバックやレビュー報酬の名目で金銭を交付し（事実上の貸付）、商品の売買代金を10日や2週間後くらいに後払い（事実上の返済）する約束になっている。売買代金（返済額）は交付額（貸付額）の1.5倍程度に設定されており、金利規制の潜脱を目的として売買を偽装していることは明白である。

売買代金の支払前にキャッシュバックが先行するということは通常あり得ないし、商品のレビュー報酬といいながら、業者が示したレビュー例文が「迅速で助かりました」といったもので、何に対するレビューなのかが全く不明な事例、複数回の「売買」で同じ「商品」が提供された事例など、会で把握した事例では売買偽装の実態はかなり杜撰であり、いずれ司法の場で否定されるものと思われるが、被害者の話を聞くと「貸付ではない」という業者の建前にかかり縛られており、対策が急務であると感じた。

昨年の給与ファクタリングに続いて登場した新手のヤミ金事案と思われ、被害拡大防止のための周知活動が必要ではないかと考える。

【東京都回答（産業労働局金融部）】

新たなヤミ金融と思われる事案についてご意見をいただきありがとうございます。
ございます。

こうした新たなヤミ金融と考えられる事案に関しては都としても着目しており、今後、国、都の関係各局及び業界団体とも連携し、被害防止に向けた周知に努めてまいります。

<海老名委員（全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会）>

- (1) 新型コロナウイルスの影響で、住宅ローン返済が困難になり、Aさんが住宅ローン、Bさんが生活ローンの「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の相談をしましたが無視されています。協議会として、相談者とともに文書での申し入れを行っています。
- (2) 住宅の家賃貸借契約で滞納しての保証会社からの厳しい請求行為が増えています。

<杉山委員（公益財団法人 日本クレジットカウンセリング協会）>

今年の1月7日に発出された新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等を踏まえ、(公財)日本クレジットカウンセリング協会におきましては、以下の措置を講じております。

○1月12日（火）以降

東京センター及び管轄相談室の面接相談を中止

○1月18日（月）以降

大阪センター及び管轄相談室の面接相談を中止

なお、面接相談の再開の時期は今後の政府の動向等を踏まえて判断します。

また、電話相談につきましては、全国共通のナビダイヤル（0570-031640）により、通常どおり実施しております。

<宮坂委員（瑞穂町）>

瑞穂町では、令和元年度に「いのち支える瑞穂町自殺予防行動計画」を策定し、この中に記載されている「自殺対策連携会議」を設置するために、現在、関連各署と調整を行っているところです。多重債務と自殺の関わり合いが深い中、新型コロナウイルスの影響により、社会経済情勢が先行き不透明になり、精神的な不安を抱える事で、自殺者の増加が懸念されます。相談体制の確立・周知など、必要な情報が得られ、気軽に話を聞いてあげることが重要かと考えます。